

老後の備えは十分ですか？

農業者年金は農業でがんばっている女性や後継者を応援します

農業者年金は、国民年金加入者で農業に年間60日以上従事（経理などの日も含む）する60歳未満の方であれば、どなたでも加入できます。

農業者年金は積立方式で、掛けた保険料は確実に年金として受給でき、全額税控除の対象となります。保険料額は月単位で変更できます。

また、経営主が認定農業者および青色申告者の場合、配偶者と後継者は家族経営協定を結ぶことで、保険料補助を受けられます。この政策支援は、若い方ほど高い保険料補助を長く受けられます。

（20年以上加入の見込める方）
○問合せ 農業委員会事務局
 （☎47-2204 役場1階 窓口2番）
 JA営農企画課（☎47-4824）

小澤さんから 100万円

長年、町議会議員や町商工会長を務め町の発展に貢献された故・小澤男也さん（5月24日死去）の特別叙勲（旭日単光章）受章を記念して、夫人のフジ子さんと長男の和也さんから8月31日、100万円の寄付がありました。



役場を訪れたフジ子さん、和也さんは「ぜひ商工振興に役立ててください」と菊池町長に現金を手渡しました。

町では、社会資本整備基金に積み立てて活用します。

ご寄付・ご寄贈ありがとうございます

4Hクラブからトウモロコシ 「地産地消」などの活動をしている訓子府町4Hクラブ（山川裕司会長）から給食センターに8月30日、朝もぎトウモロコシの寄贈がありました。

「ゴールドラッシュ」と呼ばれるスイートコーンの一種を町内のほ場で朝5時に240本収穫しました。



センターでは、この日の給食メニューに追加。保育園児から中学生まで約650人が「甘くておいしい」と喜んで食べていました。

秋の火災予防運動

10月15日～10月31日

暖房器具の使用などによる火災が発生しやすい季節を迎えます。そのような火災を予防するため、10月15日から10月31日まで全道一斉に秋の火災予防運動が行われます。この機会にもう一度、身の回りに潜む火災の原因に注目し、家族みんなで火災予防に取り組みましょう。

■火災予防のチェックポイント

1. ストープなどの暖房器具

- 給油する時は、必ず火を消す
- ストープの周りは、整理整頓する

- ストーブの上で洗濯物を干さない
- 2. ガスコンロなどの調理器具**
 - 点火後は、その場を離れない
 - グリルに魚などの油をためない
- 3. 電気配線や電気器具**
 - コンセントのほこりを取り除く
 - タコ足配線やコードの踏みつけをしない
- 4. たばこや線香・ろうそく**
 - たばこの火は、水で消す
 - 線香やろうそくのそばに燃えやすいものを置かない
- 5. 放火されないために**
 - 家の周りに燃えやすい物を置かない
 - 車庫や物置などは、戸締まりをする

危険物取扱者試験

- とき 11月18日(日)
- ところ 北見市ほか
- 種類 甲種・乙種・丙種
- 受付期間 10月1日(月)～10月10日(水)

危険物取扱者試験準備講習

- とき 11月1日(木)・2日(金)
- ところ オホーツク木のプラザ
- 受付期間 10月25日(木)まで
- 問合せ 消防署訓子府支署（☎47-2419）

シリーズ 後期高齢者医療制度 ①

平成20年4月から老人保健制度が変わります

～後期高齢者医療制度が始まります～

現在、75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の方は、国民健康保険（国保）や社会保険（社保）などの医療保険に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からは、新たな「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。



老人保健制度(現行) 平成20年3月31日まで	➔	後期高齢者医療制度(改正後) 平成20年4月1日から
市町村	運営するところ	道内の全市町村が加入する「北海道後期高齢者医療広域連合」
75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の方	対象者	変更なし
国保、社保などのいずれかの健康保険に加入していること	健康保険	北海道後期高齢者医療保険（国保、社保などから全員脱退します）
「健康保険証」と「老人保健法医療受給者証」を提示	医療機関で受診するとき	「北海道後期高齢者医療保険証」を提示（平成20年3月に郵送予定）
1割負担（現役並み所得者は3割）	医療機関での負担割合	変更なし
加入している健康保険で保険料（税）を負担する 社保などの被扶養者は負担なし	保険料	加入者一人ひとりに保険料がかかり、原則、年金から徴収されます（所得の低い方や今まで保険料負担がなかった社保などの被扶養者には軽減措置があります）

北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

■問合せ 福祉保健課高齢者給付係（☎47-5555 うらら1階 窓口7番）

除雪・排雪サービスの利用希望を受け付け

町では、自分で除雪をすることが困難な高齢の方に代わり、緊急時の避難路を確保するために、在宅福祉事業として除雪・排雪サービスを行っています。

- 対象 おおむね65歳以上の一人暮らしの方または夫婦とも65歳以上の世帯で、病弱などの理由で除雪が困難な方
- サービス内容 おおむね10cm以上の降雪時に、玄関から公道までを除雪します。緊急避

難目的以外の作業や屋根の雪下ろしについては出来ませんので、あらかじめご了承ください。

- 利用料
町民税課税世帯 3,000円（1シーズン）
町民税非課税世帯 1,000円（1シーズン）
生活保護世帯 無料
- 利用申込期間 10月1日(月)から19日(金)までに申請者の印鑑をご持参のうえ、福祉保健課へお申し込みください。
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎47-5555 うらら1階 窓口7番）